

尾張旭市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総合推進室

3 監査の期間

平成28年12月26日から平成29年1月27日まで

4 監査の方法

平成28年度（平成28年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

企画部（秘書課、人事課、企画課、情報課）

3 監査の期間

平成28年12月26日から平成29年1月27日まで

4 監査の方法

平成28年度（平成28年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 「あさびースマイルウォーキング」事業委託契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（秘書課健康都市推進室）
- (2) 予定価格の作成に当たっては、尾張旭市契約規則第14条第2項により、予定価格書を封入する必要があるが、スパムメール対策システム保守委託契約において、当該手続が行われていない。また、平成28年度の電算契約事務に係る予定価格書の作成において、予定価格書の日付が平成27年になっているものが複数見受けられた。（情報課）